

【 精神科専門療法 】

8 4 5 通院精神療法（疑い傷病名）の算定について

《令和 8 年 7 月 3 1 日》

○ 取扱い

疑い傷病名に対する I 002 通院・在宅精神療法「1」通院精神療法の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

I 002 通院・在宅精神療法については、厚生労働省通知※に「通院・在宅精神療法とは、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患又は精神症状を伴う脳器質性障害があるもの（患者の著しい病状改善に資すると考えられる場合にあっては当該患者の家族）に対して、精神科を担当する医師（略）が一定の治療計画のもとに危機介入、対人関係の改善、社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う治療方法をいう。」と示されており、疑い傷病名での算定は適切ではない。

以上のことから、疑い傷病名に対する I 002 通院・在宅精神療法「1」通院精神療法の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について